

答 申 情 第 1 2 8 号  
令 和 3 年 1 2 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年11月11日付け保建建第254号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

喫煙防止協議会等との打合せ資料等の公文書一部公開決定事案（諮問情第221号）



(別紙)

## 1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会の元会長の氏名、同協議会の総会出席者の所属組合名並びに当該出席者の所属組合及び同協議会における役職名は、公開すべきである。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年5月28日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下のとおり公文書の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。

- ・ 京都府受動喫煙防止憲章（対策）事業者連絡協議会と接触した際に作成・取得した文書（令和元年7月8日付け京都市指令保健健第1218号及び令和元年12月6日付け京都市指令保健健第2570号及び第2571号で公開または一部公開された文書を除く。平成27年以降）

※ 上記以外の請求文書については、本件審査請求（(3)記載の審査請求。以下同じ。）においては争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会等との打合せ資料等（以下「打合せ資料等」という。）（①平成28年3月7日，②平成30年9月14日，③平成31年4月8日，④令和元年6月24日，⑤令和元年7月22日，⑥令和元年7月29日，⑦令和元年8月22日，⑧令和元年12月4日）」を特定した。

このうち、「打合せ資料等（①平成28年3月7日，②平成30年9月14日，⑤令和元年7月22日，⑥令和元年7月29日，⑧令和元年12月4日）」について一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年7月16日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。（なお、「打合せ資料等（③平成31年4月8日，④令和元年6月24日，⑦令和元年8月22日）」については公文書公開決定処分をした。）

条例第7条第1号に該当

個人の氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

※ 上記以外の非公開理由については、本件審査請求においては争点とされていない

ため、記載を省略する（以下同じ。）。

- (3) 審査請求人は、令和2年10月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。本件審査請求において、審査請求人は、本件処分のうち、打合せ資料等の⑤令和元年7月22日及び⑥令和元年7月29日（以下⑤を「本件公文書1」、⑥を「本件公文書2」といい、本件公文書1及び本件公文書2をまとめて「本件公文書」という。）において非公開とされた、京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）の元会長の氏名並びに協議会の出席者の所属組合及び協議会における役職名の公開を求めている。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

#### (1) 本件公文書について

本件公文書は、令和元年7月22日に開催された協議会総会の資料及び議事録であり、本件請求に係る文書として特定したものである。

#### (2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書には、個人の氏名等が記載されている。協議会を構成する組合の会長等は組合を代表する立場と認められることから氏名及び役職を公開したが、会長等でない人物は組合を代表しているとはいえ、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため、氏名及び役職を非公開とした。なお、審査請求人は「役職は、個人の氏名とは異なる情報である。」と主張しているが、役職については、個人の職歴であり、他の情報と照合することで、個人を特定することができるため、氏名と合わせて非公開としたものである。また、条例第7条第1号ただし書にも該当しない。

### 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 実施機関は公開しない理由を「個人の氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。」としたが、該当しないため、公開しないとした処分は不当である。
- (2) 本件請求で公開された打合せ資料等②及び④に記録されるように、●●は、平成30年9月14日及び令和元年6月24日時点で、協議会の会長職にあった。そして令和元年7月2日に行われた役員会での役員改選を経て、会長職を退いた。したがって、令和元年7月22日の第2回総会の開催時点で、同人が元会長であったことは明らかである。そのため同人の氏名及び協議会における役職、また第2回総会において閉会挨拶を行ったことを公開したとしても、当該個人のプライバシーを侵害するおそれはない。よって公開されるべきである。
- (3) 出席者のそれぞれが所属する組合及び協議会における役職は、個人の氏名とは異なる情報である。したがって、公開をしない理由がない。
- (4) 実施機関は●●の氏名及び役職を非公開とした理由を「会長等でない人物は組合を代表しているとはいえ、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため」と弁明するが、失当である。京都市情報館に掲載される情報公開事務の手引きでは「一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないと認められない限り、実施機関には公開の義務が課されるものである。」とされている。同人が総会の直前まで会長職にあったこと、出席に際し出席者名簿に協議会役職として元会長と付されていたこと、さらには閉会挨拶を当初予定されていた副会長に代わってまで行ったこと等からすると、同人が総会開催時において協議会の代表に準じる役割を担っていたことは明らかである。以上のことからすると、●●の氏名及び役職は、客観的に通常他人に知られたくないと認められるものとはいえない。
- (5) 京都府喫茶飲食生活衛生同業組合の役員名簿は公開されていないため、専務理事補佐の役職を公開したとしても、個人を特定することができるとはいえない。
- (6) 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合から出席した◆◆が協議会の相談役を務めていることからすると、◆◆の役職は、客観的に通常他人に知られたくないと認められるものとはいえない。
- (7) 京都府麺類飲食業生活衛生同業組合の役員名簿は同組合のウェブサイトで公開されているものの、事務局長の氏名は公開されていない。したがって、事務局長の役職を

公開したとしても、個人を特定することができるとはいえない。

- (8) 京都たばこ商業協同組合から出席した▲▲が協議会の相談役を務めていることからすると、▲▲の役職は、客観的に通常他人に知られたいと認められるものとはいえない。そもそも▲▲の氏名は、本件公文書の席次において公開されている。席次において氏名を公開できるのであるから、出席者名簿において協議会での役職を公開できない理由がない。なお同人が組合の相談役であることは、京都市長が令和3年1月6日付け京都市指令産地第77号で行った公文書一部公開決定で公開された情報であり、本件公文書においても公開されるべきである。
- (9) 京都府遊技業協同組合の役職者の名簿は公開されていないため、事務局長の役職を公開したとしても、個人を特定することができるとはいえない。
- (10) 京都府中華料理生活衛生同業組合の役職者の名簿は公開されていないため、事務長の役職を公開したとしても、個人を特定することができるとはいえない。
- (11) 以上のとおりであるから、●●の氏名及び出席者の組合及び協議会における役職は条例第7条第1号に該当しない。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書のうち、本件公文書1は令和元年7月に開催された協議会の議事次第、出席者名簿及び席次で構成されており、本件公文書2は協議会事務局から送付された当該協議会の議事録及びその送付文で構成されている。

### (2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたいものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

イ 審査請求人は、協議会の①元会長の氏名並びに②協議会の出席者の所属組合及び協議会における役職名について、公開すべき理由をそれぞれ主張していることから、当該区分に合わせて以下検討する。

(ア) 協議会の元会長の氏名について

a 処分庁は協議会の元会長について、会長等組合を代表する立場にいるとは認められないことから条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると主張している。一方で、審査請求人は、元会長は令和元年7月に開催された協議会の直前に会長職を退いた人物であることから、そのような人物が協議会において閉会挨拶を行ったことを公開しても、当該個人のプライバシーを侵害しないと主張している。

b 法人等に属する者の氏名や役職名のうち、代表者等以外の者に係るものについては、その行為が当該法人等の行為そのものと評価される代表者等に係るものとは異なり、当該法人における職務の遂行に係る情報であるものも含めて個人の社会的活動としての側面を考慮し、プライバシーを保護すべき個人に関する情報として条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると評価することが通常であると考えられる。

しかしながら、具体的事情によっては、その情報が「通常他人に知られたくないと認められるもの」であるか否かについて、一般の感受性を基準として、個別に判断すべき場合もあり得る。

c 当審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書1では議事次第の「8. 閉会挨拶」の項、出席者名簿及び席次に、本件公文書2では議事録の「8. 閉会挨拶」の項において、それぞれ元会長の氏名が非公開とされていることが認められた。

d 協議会の総会のような場において、近時に会長を務めていた者が出席し挨拶等を行うことは一般にあり得ることであり、また、その者が近時に会長を務めていたことはその時点において周知の事実であるとも考えられるから、当審査会は、本件公文書における元会長の氏名については、当該個人にとって、通常他人に知られたくないと認められるものとは言えず、条例第7条第1号に規定する非公開情報には当たらないと判断する。

(イ) 協議会に出席した者の所属組合及び協議会における役職名について

a 処分庁は、役職名は個人の職歴に係るものであり、他の情報と照合することにより、個人を特定することができるため、氏名と同様に条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると主張する。一方で、審査請求人は、役職名は個人の氏

名とは異なる情報であり、各組合の名簿等が公表されていないことから、役職名を公開しても個人を特定することができないため、非公開とする理由がないと主張している。

b 条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日などに限らず、当該情報と他の情報を照合することにより特定の個人を識別し得る場合も含むと解される。そうすると、本件公文書に記載された特定の団体等における代表者等以外の役職名についても、たとえ氏名が非公開であったとしても、他の情報と照合することにより当該役職に就任している個人を識別し得る場合には、通常、条例第7条第1号の非公開情報に該当するものと言える（上記(ア) b 前段参照）。

c 当審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書1では出席者名簿に、本件公文書2では議事録の「6. 質疑」の項において、それぞれ協議会の総会出席者に係る所属組合又は協議会における役職名が氏名とともに非公開とされていることが認められた。

また、この中で、役職名が非公開とされている者の所属団体は、協議会のほかでは、京都府喫茶店飲食生活衛生同業組合、京都府麺類飲食生活衛生同業組合、京都たばこ商業協同組合、京都府遊技業協同組合及び京都府中華料理生活衛生同業組合の5組合であった。

d これらの協議会ないし組合は、営利企業とは異なり積極的に広報活動をしている組織ではなく、部外者には、人事に関して一般に公開されている情報以外の情報を取得することは困難であると考えられる。処分庁も、それらの組織につき、どのようにしたら役職名から個人を特定できるのかについて具体的な方法を指摘しているわけではなく、特定の可能性を指摘するにとどまる。

e 当審査会は、このような協議会及び5組合の役職名については、他の情報と照合することによって当該役職に就いている個人を識別し得るとは言い難く、これを公開しても当該個人のプライバシーを侵害するおそれは低いと考えられることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報には当たらないと判断する。

### (3) その他

当審査会が見分したところ、本件公文書2の議事録において協議会の総会出席者の所属組合名が非公開とされている箇所があったが、所属組合名については、本件公文書1の出席者名簿で公開されている情報であり、同様に公開すべきである。

### (4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



(参 考)

1 審議の経過

令和2年11月11日 諮問

12月 9日 諮問庁からの弁明書の提出

令和3年 1月13日 審査請求人からの反論書の提出

9月24日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第5回会議）

11月 9日 審議（令和3年度第6回会議）

12月 8日 審議（令和3年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）